

松田町地域公共交通会議財務規約

（趣旨）

第1条 この規約は、松田町地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、松田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務について必要な事項を定める。

（予算）

- 第2条 交通会議の予算は、松田町からの負担金又は補助金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、その予算書の写しを速やかに松田町長に送付しなければならない。

（予算の補正）

- 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮るものとする。
- 2 前条第4項の規定は、前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときにおいて準用する。

（予算区分）

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 その年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

- 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、松田町の例によるものとする。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、

交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議出納員）

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命じることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、松田町の例により行うものとする。

2 交通会議出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（1）予算整理簿

（2）前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、その決算書の写しを速やかに松田町長に送付しなければならない。

（委任）

第10条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成22年2月22日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑 入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費